

領事メール（2月19日配信）

「安全情報」新型コロナウイルスに関する注意喚起5

<ポイント>

- ・2月18日現在、グアム島内において、新型コロナウイルスの発症例が確認されたという報告には接しておりません。
- ・1月31日、米国連邦政府が新型コロナウイルス対策として、米国への入国制限措置及び検疫を実施することを決めたことを受けて、グアム政府もそれに従い、外国人のグアムへの入国制限及び検疫を実施することを発表しています。現在も実施されている米国国内への入国制限措置及び検疫措置の内容は以下のとおりです。
  - (1) 米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴のある外国人（注1）の入国拒否。（注1：永住者、米国籍者の家族は除く）
  - (2) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及び、その家族又は永住者等は、最大14日間の強制（隔離）検疫措置。
  - (3) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者等は、入国時のスクリーニング後、最大14日間の自主経過観察措置。

グアム入国時又はグアムに向かう機内の中で新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状が認められた場合、グアム空港においてグアム保健局による検疫が実施されます。グアム及び米国への入国手続きについては、空港職員及び米国政府関係機関の指示に従うようお願いいたします。

<本文>

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と症状は（1）発熱、（2）咳、（3）息切れです。こうした症状を自覚した日から過去14日間の間で中国に滞在歴がある人は、すぐに医療機関に行き、診察を受けてください。医療機関に行く際は、必ず電話で最近の渡航状況と症状について事前に伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。ホテル等に滞在されている方は、ホテル側に症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください。

また、感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること

- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

その他の関連情報入手先

- ・厚生労働省（日本語）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・国立感染症研究所（日本語）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・グアム政府観光局（日本語ページ）

<https://www.visitguam.jp/articles/post/corona20200203/>

- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）

<https://www.cdc.gov/>

- ・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時

電話：671-635-7447